

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名		公益法人の適切な設立許可・指導監督等による公益法人行政の推進			担当部局名	大臣官房管理室	
上位政策との関係 (上位政策目標への貢献)		社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実現するためには、公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組等を進めていくことが必要である。					
主な指標の状況	主な指標等		目標値	目標年度	H14年度	H15年度	H16年度
	公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況のフォローアップ結果						
	・公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合		100%	毎年度	国・・・49.6% 地方・・・41.4% 全体・・・43.4%	国・・・49.6% 地方・・・41.5% 全体・・・43.5%	国・・・49.2% 地方・・・40.7% 全体・・・42.9%
	・情報公開率		100%	毎年度	国・・・97.8% 地方・・・83.8% 全体・・・87.6%	国・・・97.7% 地方・・・84.4% 全体・・・88.0%	国・・・96.8% 地方・・・84.9% 全体・・・88.1%
	各種申合せの実施状況のフォローアップ結果						
	・国所管法人の立入検査の実施状況 ※立入検査は、「指導監督充実申合せ」により、少なくとも3年に1回は実施することが等定められたところ。		100%	18年度		42.5% ※H13～15年度 ・・・98.9%	※現在集計中
	・国所管法人のホームページ開設率		100%	毎年度	61.2%	71.4%	※現在集計中
	公益法人行政に従事する職員等を対象とした研修等の開催状況と受講者の満足度						
	・研修等の開催状況						
	a 総務省主催 ①「公法人行政担当者研修会」 ②「都道府県公益法人行政主管課長会議」 ※参加者数(カッコ内は開催回数)		—	毎年度	a① 150人(1回) ② 180人(1回)	a① 210人(1回) ② 180人(1回)	a① 150人(1回) ② 160人(1回)
b 総務省と各都道府県の共催 「公益法人地方講習会」 ※参加者数(カッコ内は開催回数)		b 2000人(8ヶ所)			b 820人(5ヶ所)	b 1300人(6ヶ所)	
c 講師派遣 「都道府県公益法人事務担当者ブロック会議」 ※職員派遣人数(カッコ内は派遣箇所)		c 8人(7ヶ所)			c 15人(7ヶ所)	c 13人(7ヶ所)	
・研修受講者の満足度		研修受講者の満足度ほか(「非常に参考になった」「参考になった」と回答した者の割合(100%)ほか)	毎年度	—	—	「大変参考になった」及び「参考になった」が、国・地方合わせて9割。	
予算執行を主とするもの	事業名	概要		14年度	15年度	16年度	
		該当なし					

『平成17年度施策実施状況調書』

施策の主な実施手段の状況	項目	概要		
	制度の企画・運用を主とするもの 各種申合せの実施状況のフォローアップ 公益法人行政に従事する研修等の開催	公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況のフォローアップ 指導監督基準等及び各種申合せ等の遵守状況を把握するため、公益法人等に関する概況調査等を実施。 指導監督基準等及び各種申合せ等の周知徹底、適切な運用実施を図るため、公益法人行政に従事する職員を対象とした研修等を開催。		
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要		
	公益法人白書の作成・公表	上記の各種フォローアップ等を取りまとめ、公表。		
(業務改善への取組状況) 指導監督基準等及び各種申合せ等の周知徹底、適切な運用実施を図るため、公益法人行政に従事する職員を対象とした研修等を開催。				
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況) 指導監督基準及び各種申合せで取り決めた事項については概ね着実に実施されてきているが、情報公開、ホームページ開設など、達成率が十分とはいえない項目もあるため、引き続き各所管官庁における指導監督を推進を図る必要がある。			<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>
本施策に関する専門家の意見等	「公益法人の効率的・自立的事業運営の在り方等に関する研究会」(平成15年11月から平成16年7月まで毎月1回程度開催)における議論及び平成16年7月に提出された報告書等を参考にした。報告書のポイントは以下のとおり。 <報告書のポイント> ○ 財団法人の基本財産について、その処分に際しての着眼点を財務の健全性、事業の継続性、手続きの妥当性及びガバナンスの適正性の観点から改めて整理するとともに、基本財産の種類、運用方法と許可との関係といった運用に係る事項についても併せて整理。 ○ 内部留保については、なぜ内部留保を有しているのか、どのような事業計画に基づき内部留保が必要となるのか、法人関係者や潜在的受益者たる国民等に対して説明責任を果たすことが必要。 ○ 自己評価の導入について、法人のガバナンス確保、自律的チェック機能の充実、事業の効果的・効率的な実施、事業の活性化及び法人のアピールの手段の観点から、公益法人における自己評価の実施を奨励。自己評価の普及をめざすため、5分野50項目から成るチェックリスト形式の「公益法人自己評価モデル」を提示。			
本施策に関する主な資料	公益法人に関する年次報告に関する年次報告(平成16年度)(平成16年7月30日公表) (総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/menu_05/hakusyo/index.html)			